

派遣元事業主の皆さまへ

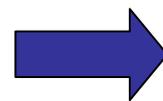
平成21年10月1日以降

一般労働者派遣事業の許可基準が変わります

1 資産要件について

1事業所あたり

基準資産額(資産 - 負債の額) 1,000万円
現金・預金額 800万円



基準資産額 2,000万円
現金・預金額 1,500万円

2 派遣元責任者の要件について

(1) 雇用管理経験

次のいずれかに該当する者であること
雇用管理経験 3年以上
雇用管理経験 + 職業経験 5年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)
雇用管理経験 + 派遣労働者としての業務経験 3年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)



(雇用管理経験3年以上)
のみに限定。

(2) 派遣元責任者講習

派遣元責任者講習を、5年以内に受講



3年以内に受講

3 適用期日について

新規許可の場合：平成21年10月1日、既存の許可の更新の場合：平成22年4月1日



現行の要件を適用

平成21年9月30日までに新規の許可及び許可の有効期間の更新を行う事業主

現行の要件と改正後の要件を適用

平成21年10月1日から平成22年4月1日以後最初の許可の有効期間の更新までに、事業所を新設する事業主

改正後の要件を適用

平成21年10月1日以降の新規の許可及び平成22年4月1日以降、許可の有効期間の更新を行う事業主

派遣元責任者の要件

・雇用管理経験
次のいずれかに該当する者であること。
雇用管理経験3年以上
雇用管理経験 + 職業経験5年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)
雇用管理経験 + 派遣労働者としての業務経験3年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)

・派遣元責任者講習を5年以内に受講

既存の事業所
【現行の要件を適用】

新設する事業所
【改正後の要件を適用】
・雇用管理経験3年以上
・派遣元責任者講習を3年以内に受講

【改正後の要件を適用】
・雇用管理経験3年以上
・派遣元責任者講習を3年以内に受講

資産の要件

1事業所ごとに
・基準資産額 1,000万円
・現金・預金額 800万円

既存の事業所
【現行の要件を適用】

新設する事業所
【改正後の要件を適用】 1事業所ごとに
・基準資産額 2,000万円
・現金・預金額 1,500万円

【改正後の要件を適用】 1事業所ごとに
・基準資産額 2,000万円
・現金・預金額 1,500万円

例えば、一般労働者派遣事業を行う事業主(平成21年4月1日許可)が、平成21年10月1日に1事業所を新設し、その後、更新をする場合に必要となる資産額

